令和2年 第8回白石町農業委員会議事録

- 1. 開催日時 令和 2 年 7 月 20 日 (月) 午前 9 時 00 分~午前 11 時 00 分
- 2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室
- 3. 出席委員 (36人)

1番	木下善明委員	2番	溝口俊弘 委員	3番	外尾正則 委員
4番	藤井啓二 委員	5番	森口弘実 委員	6番	大串 勝委員
7番	川﨑勝巳 委員	8番	渕上 誠 委員	9番	久原 勤 委員
10番	川﨑哲朗 委員	11番	池上勝文 委員	12番	川﨑正明 委員
13番	橋本重吉 委員	14番	香月幸雄 委員	15 番	山下正行 委員
16番	江口和広 委員	17番	土井哲夫 委員	18番	津田 保委員
19番	森 邦之 委員	21番	川﨑敏樹 委員	22 番	中村康則 委員
23番	香月伸幸 委員	24 番	溝上博信 委員	25番	岩石 学委員
26番	川﨑照子 委員	27番	田口千津子委員	28 番	片渕秋正 委員
29 番	香月藤芳 委員	30番	香月一夫 委員	31番	松尾利助 委員
32番	光武直広 委員	33番	筒井政信 委員	34番	外尾美津子 委員
35番	一ノ瀬美佐子 委員	36番	津田裕之 委員	37番	片渕久司 委員

- 4. 欠席委員(1人) 20番 溝口恭麿 委員
- 5. 辞令交付式
- 6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 (1) 白石町農業委員会会長の互選について
 - (2) 白石町農業委員会会長職務代理者の互選について
 - (3) 議席の決定について
- 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 久原雅紀 農地農政係長 香月康彦 農地農政係長 吉原浩 農地農政係 峯 茂子 川﨑由香 川﨑正己 香月麻里

8. その他出席者

白石町長 田島健一 総務課長 千布一夫

9. 会議の概要

(辞令交付式)

総務課長 皆さん、おはようございます。総務課長の千布と申します。本日は、私のほう で辞令交付式を進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、白石町農業委員会委員の辞令交付式を行います。本来辞令につきましてはお一人おひとりに交付すべきところでございますが、時間の都合上、代表で大串勝様に交付をさせていただきます。なお、他の皆様につきましては、後ほど農業委員会の事務局のほうからお渡しをさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

大串様、前のほうにお願いします。

(大串勝様へ辞令交付)

総務課長 それではここで、田島町長よりごあいさつを申し上げます。

町長 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ともにたいへんお忙しい中にご出席を賜りまして誠にありがとう ございます。

(季節のあいさつ)

農業委員の皆さんには、地域の農業者、住民の代表として3年の任期ではございますが、白石町農業の活性化に向けた活動にご尽力いただきます。よろしくお願い申し上げます。

平成28年の農業委員会に関する法律の一部改正によりまして、議会の同意を得て町長が任命するかたちとなりました。しかし選任の方法は変わりましたけれども、皆様方は地域の方々より推薦を受けられており、地域の代表として業務にあたっていただきます。

地域の農業事情に精通された皆様方には担い手への農地集積や集約化、遊休農 地の発生防止・解消、新規参入の促進などを推進し、農業者の高齢化や担い手不 足など、重要な問題に取り組んでいただきます。

また、農業委員の仕事というのは農地の問題だけに留まらず、広く町政全般についても様々な相談にも対応していただくこともあろうかと思います。農業農村のかたちが時代とともに変わってまいりましても、白石町の基本理念である「人と大地がうるおい輝く豊穣のまち」を未来へ引き継ぐことは我々の役目であると思います。

最後になりますが、白石町農業がますます発展していきますよう、皆様のご活躍 とご健勝を祈念申し上げましてあいさつといたします。

3年間どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長 それではこれで辞令交付式を終わります。町長、私につきましては、ここで退 席をさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局長 おはようございます。ここからは令和 2 年 7 月 20 日臨時総会を開催いたします。

(簡単に在室の職員を紹介)

私、久原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

受付で交付しました仮議席の番号を書いた名簿をお渡ししております。委員の 皆さんの名前をご確認お願いいたします。

それでは議事に入ります。農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項の定めるところによりまして、委員会の会長の互選を要することになっております。この場合の互選のやり方といたしましては、地方自治法第 107 条の定めがありまして、本日、出席委員の中から最年長の方を臨時議長として選任をし、農業委員会の会長の互選を行っていただくことになります。事務局のほうで年齢を調べさせていただきまして、該当される年長者の方は、〇〇委員であります。本日の臨時議長を務めていただくことになります。では、早速ではございますが、〇〇委員に議長席にご登壇をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(○○臨時議長 登壇)

事務局長 本日、溝口恭磨委員より欠席の届けがあっております。出席委員は、37名中36名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、議事についてよろしくお願いいたします。

臨時議長 皆さんおはようございます。ただいまご紹介いただきました○○でございます。 会長の互選が終わりますまで臨時議長の職を務めさせていただきます。どうぞよ ろしくお願いいたします。

=日程第1=」

臨時議長 それでは、日程第 1.「議事録署名委員の指名について」を議題として、議事録署 名委員の指名をします。

お諮りします。会議規則第18条第2項の規定により、議事録署名委員として、 渕上誠委員と山下正行委員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長 ご異議ないものと認めます。よって本日の議事録署名委員に渕上誠委員と山下 正行委員を指名いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付しているとおりです。

= 日程第2=

- 臨時議長 それでは、日程第 2.「農業委員会会長の互選について」を議題として、事務局に 説明を求めます。よろしくお願いします。
- 事務局長 会長の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項に規定がありまして、「会長は委員が互選した者を以て充てる」とされております。なお、会長の職務について申し上げますと、会長はまず合議体である農業委員会の事務を総括整理し、外部に対して農業委員会を代表する責任を負う者でございます。さらに農業委員会の会議の議長は、会長が務めることとなっております。また、職員に対する指揮命令権、会議の招集権、議事についての可否同数の場合における採決権など法令の定めによって付与されております。

そこで、この互選という意味でございますけども、本日出席された委員の誰も が被選挙人となり得て、相互の選挙をするということになります。

互選のやり方といたしましては「投票によるもの」と、地方自治法第 118 条の規定による「指名推選」の 2 つの方法がございます。ただし、指名推選の場合には、委員全員の同意が必要となっております。従いまして、この全委員の同意がない互選は、投票によることとなります。

以上で説明を終わります。

- 臨時議長 ただいま、事務局より互選の方法について説明がありましたが、何かご質問ありませんか。
- 仮○番 (仮○番○○です。今、議長さんが最年長と言うことで、よければ、そのまま、どうでしょうか。委員長はお引き受け願えないでしょうか。あと、皆さんのご協議よろしくお願いいたします。
- 仮○番 私は、今まで副会長として頑張ってこられた○○さんを推薦したいと思います ので、投票にてよろしいでしょうか。みなさんの意見を。
- 仮○番 私は、○○委員を会長に推薦したいと思います。推薦の理由としまして、○○ 委員は、これまで農業委員として 7 期、今期で 8 期、20 数年にわたって白石町の 農業の振興に貢献されておられます。その指導力ももちろん、経験・知識共たい へん大きな方であります。これまでの活動も大でありますことから、また、人柄

も温厚で誠実な方でありますので、私は、○○委員こそ新しい会長としてご勤務してほしいと思い、推薦いたします。以上です。

- 仮○番 私、○○さんと申しましたけれども、○○さんも今回で 8 期、3 期が副会長として、ずっと頑張って来られました。一番適任者ではないかと、ここで、推薦して行きたいと思っております。
- 仮○番 仮○番の○○と申します。私、今年初めてで説明をしていただきまして、会長選任と言うことでありますけれども、今、お二方が推薦をされているようでありますので、もし、よろしければ、お二方の今後の会議の進め方なり、白石町の農業情勢のあり方等について、ご意見をお聞かせいただいて、あと、皆様方で議論するというのはどうでしょうか。
- 事務局長 はい、○○委員さんからご提案ございましたけれども、現在、皆様にお諮りしている件は、「指名推選」をするか、「投票」にするか方法を決めていただくということになります。今までの意見・発言をまとめますと、「投票」によるということになりますが、それでお諮りしたいと思います。
- 臨時議長 互選の方法については、投票によるものといたします。 ここで暫時休憩いたします。

(休憩)

臨時議長 会議を再開します。

日程第2、「会長の選挙」を行います。 選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

臨時議長 ただいまの出席委員は、36人です。

次に立会人を指名します。

○○委員、○○委員、○○委員を指名いたします。異議ございませんか。

(「異議なし」を確認)

臨時議長 異議なしと認めます。

よって立会人に、○○委員、○○委員、○○委員の3人を指名します。 投票用紙を配ります。投票は、単記無記名です。

(投票用紙の配布)

臨時議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「配布漏れなし」を確認)

臨時議長「配布漏れなし」と認めます。

臨時議長 投票箱を点検します。

(事務局で、投票箱の点検)

臨時議長 「異常なし」と認めます。

事務局長 この時間が投票用紙に記入をしていただく時間になっております。 配りました投票用紙に氏名をご記入ください。

臨時議長 ただいまから投票を行います。仮議席○番委員から順番に投票願いします。

事務局長 職員がご案内いたします。

(投票。臨時議長も最後に投票)

臨時議長 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなしを確認)

臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

○○委員、○○委員、○○委員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票、事務局はカラの投票箱を臨時議長及び委員に見せる)

臨時議長 立会人は自席にお戻りください。

(立会人が仮議席に戻る)

臨時議長選挙の結果を事務局長に報告させます。

事務局長 では、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 36 票

有効投票 35 票、無効投票 1 票です。

有効投票の内 「○○」委員 20 票

「〇〇」委員 15 票

以上のとおりです。

臨時議長 選挙の結果は、事務局長の報告のとおりです。 したがって、○○委員が、議長に当選されました。 議場の出入り口を開きます。

(事務局で、議場を開く)

臨時議長 ただいま、会長に当選された○○委員が議場におられます。

白石町農業委員会選挙事務取扱規程第7条の規定により当選の告知をします。

臨時議長 ○○会長、会長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は終了しました。御協力ありがとうございました。

(臨時議長は、仮議席に戻り、議長は議長席に着く)

- 事務局長 それでは、会長の互選が終了いたしました。○○委員が会長に決定されたわけで ございます。引き続き、議事日程 2 (2) に入ります。その前に○○会長よりごあ いさつをお願いします。
- 会長 会長という重責を与えていただきまして、ありがとうございます。非常に緊張をしています。今日から3年間皆さんといっしょに色々な問題に取り組んで行きたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いします。
- 事務局長 それでは引き続き、議事を進めていきたいと思います。

議事につきましては、会長の職務の中で申しましたとおり、農業委員会会議規 則第4条の2の規定によりまして、会長が議長になることとなっておりますので、 よろしくお願いいたします。

議長 それでは、ただいま事務局から説明がありましたとおり、今後の議事について は、私が進めさせていただきます。

早速ですが、日程第2「(2)農業委員会会長職務代理者の互選について」を議題

とし、事務局に説明を求めます。

事務局長 会長の職務代理者の互選につきましても、会長の互選と同じように農業委員会等に関する法律第5条第5項によりまして、「会長が欠けたとき、または事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」となっております。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたが、会長職務代理者についても会長互選と同じように「投票」によるか、「指名推選」のいずれかによるかお諮りします。どのような方法で実施いたしましょうか。

仮○番 職務代理と言うのは、会長の推薦と言うことでどうでしょうか。

議長 今、仮〇番委員から会長の推薦でどうでしょうかと意見がありましたが、ほか にないでしょうか。

仮○番 仮○番○○です。先ほど、互選と言うことで、説明がありましたので、仮○番 の方のご意見も尊重したいと思うのですが、どうでしょうか、もう 1 回互選でお 互い立候補をしてもらって投票してもらったらどうでしょうか。

議長 選挙ということですか。

仮○番 そうです。

仮○番 (仮○番○○です。互選ということには、我々、投票はしますが、なかなかメンバー的に、よくわかりませんので、会長の推薦でいかれたら、どうかなと思っております。

議長 ほかにないでしょうか。

仮○番 (仮○番○○です。今後の運営を考えますと、やはり、会長、職務代理、お互い理解しながら、やっていただくのが一番良いのではないかなと思うので、推薦の形でお願いできればというふうに思っております。

議長 推薦と投票ということでありますが、ほかにないでしょうか。

(発言者なし)

議長 ほかにないようですので、多数決を取りたいと思います。 選挙という方、手を挙げてください。 (挙手)

議長 推薦という方、挙手をお願いします。

(挙手)

議長 ありがとうございます。 それでは、推薦にいきます。 暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長再開いたします。

事務局長 ただいま○○委員から発言がありましたけれども、現在、皆様にお諮りしている件につきましては、「指名推選」にするか「投票」にするかの方法を決めていただくことになっております。

今の○○委員の発言によりますと、「投票」となりますが、それでお諮りしたいと思います。

仮○番 どこで「投票」をしろと書いてありますか。

仮○番 全会一致と説明があったでしょ。会長は、全会一致じゃないといけないと。

仮○番 「会長」はでしょ。「会長」は、互選ですよ。その他は、定義ないですよ。

事務局長 まったく同じやり方で。

仮〇番 それは、どこに書いてありますか。ないでしょ。規定がないですよ。

仮○番 賛否では、「投票」をしない「推薦」の形に皆さん賛成でした。それを有効にしないで、「選挙」に持っていく規程はどこにありますか。ないでしょ。

事務局長 一番最初に申し上げましたけれども、「互選」のやり方といたしましては、

仮○番 それは、会長についての互選規定は、法律にありますよ。

仮○番 職務代理者は「会長の推薦による」と言うことは、どこかに書いてありますか。

仮○番 それはない。

仮○番 どっちもないと言うことですね。事務局が説明されたのは、会長の規定に則って やりますよと言う説明でしょ。

仮○番 だから、会長については、法規があっても、会の運営上は、民意を反映したほう がいいわけですよ。

議長
暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 それでは、再開します。

事務局長 互選については、会長の互選と同じように農業委員会等に関する法律第5条によりまして、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と言うことで、申し上げました。そして、どなたかそれによって、「投票」であるか「指名推選」によるかということになったところでですね。そこで、一旦、話を戻してもらいまして、そこからの話ということで、お願いをしたいと思います。

議長 会長互選と同じように、「指名推選」ということでお諮りしたいと思います。 職務代理者も会長同様に「指名推選」という形でどうでしょうか。

(異議なし)

議長「異議なし」と言うことですが、ほかにありませんか。

仮○番○○です。今まで、過去ずっと「推薦」ということで、会長はなってこられましたけれど、今回は「投票」ということで、2人立候補されて、○○ということで、折衷案という意味でございますけれど、議長(会長)が指名されても、それはいいと思いますが、仮○番の私が、意見申し上げたくて、この様に混乱してしまいまして、申し訳なく思っております。

ただ私も気持ちとしては、それでは、我々が農業委員として今までやってきて、会長を今の議長に決まったわけですが、職務代理者は、良ければ、〇〇委員にと思っております。これは、私の私的意見で、これを参考にして下さいとは言っておりませんが、私の気持ちを申し上げますとともに、混乱させた責任を痛感しております。どうも、すみませんでした。

議長ほかにございませんか。

仮○番 (○番○○です。会長の互選にあたっては、お二方が立候補し、白石町農業委員会の今後について熱い思いを語っていただきましたけれど、結果としては、決定をした訳ですが、私としては、皆さんにご同意いただければ、職務代理者に○○ 委員を推薦させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

議長 ほかにありませんか。

仮○番 (仮○番○○です。今回の会長選挙ということでありましたけれども、会長の身 近にいてくれる人のほうがいいのではと思うので、私は、○○委員を推薦したい と思っておりますけど、どうでしょうか。

議長 ただいま、○○委員と○○委員の意見が出ております。 暫時休憩いたします。

(暫時休憩 約20分)

議長
それでは、再開します。

その状態で、休憩前に引き続き会議をお願いしたいと思います。

議長 ○○委員より発言がありました、○○委員を会長職務代理者として、指名する ことに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員賛成と認めます。よって、○○委員が農業委員 会の会長職務代理者として指名推選されることに決定されました。

それではただいま、○○委員が会長職務代理者に決定されましたので、白石町 農業委員会選挙事務取扱規定第7条の規定により告知をいたします。

それでは、○○委員にごあいさつをお願いします。その場で結構です。

仮○番 こんにちは。先ほど、ご紹介いただきました○○です。出身は福富ですけど、○ ○委員ともお話をしまして、ぜひ、○○委員にとお話をしましたが、「あなたがしてください。」とのことで言われましたので、任期が4期目ということだけで、この様な形になったかと思いますが、皆様といっしょに、白石町の農業の発展のために、また、農業委員会がこれから皆様といっしょに発展していきます事を願っ

て、また、○○会長の補佐という形でしていけばと思っております。 これからも、皆様いっしょに頑張っていきましょう。よろしくお願いします。

議長ありがとうございました。

これをもちまして、日程第2、農業委員会会長職務代理者の互選については終了いたします。ご協力ありがとうございました。

= 日程第2=

議長 次に、日程第 2.「(3) 議席の決定について」を議題とします。事務局に説明を 求めます。

事務局長 議席の決定につきましては、白石町農業委員会会議規則第5条第1項の規定によりまして、抽選で決定することとなっております。現在までの決定の仕方については、抽選により決定しているところであります。なお、当委員会では慣例的に議長と職務代理者は職務遂行上におきまして、議長席に近い方が都合が良いということで、通常は議長がここに座りますので、1番の席は職務代理者の副会長が座ることになります。よって、1番の番号を会長職務代理者、それから37番を会長の番号ということで、その2つを除く席について抽選を行っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありましたとおり、議長の席を最終番号の37番、職務代理者の 席を1番とし、他の委員の席については抽選により議席を決めたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、そのように取り扱うことに決定をいたします。 それでは、仮議席の席順により抽選棒を引いていただき、事務局に抽選の結果 を報告させます。

その間、暫時休憩いたします。

(仮議席順に抽選)※省略

議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。 事務局より抽選の結果を報告させます。 事務局長この番号が席を移動していただく先となりますので、注意してお聞きください。

事務局 は抽選の結果を報告いたします。仮議席1番の方から読み上げます。

(議席番号及び氏名、順次読み上げ)

以上で議席の報告を終わらせていただきます。

議長 ただいま事務局より抽選の結果を報告されましたので、新しい議席に移動して いただきますようお願いします。議席については、報告どおり決定いたします。

(議席の移動)

- 事務局長 新しい議席番号の入った名簿につきましては、この会議の後でお配りをいたしたいと思います。
- 議長 以上で、本日提案されました議事日程の全議案が終了いたしました。これをも ちまして閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 午前11時00分

- ・個人情報保護について
- ・その他(担当地区割り、各委員の選出)

※集合写真撮影後散会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末 を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員